

令和7年度 仙台市障害者施策推進協議会（第1回）議事録

1 日 時 令和7年6月25日（水曜日）18：30～20：30

2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階

3 出 席 三浦（剛）委員，佐藤委員，伊藤委員，大志田委員，小野委員，鑑委員，鹿野委員，佐々木（洋）委員，佐々木（寛）委員，柴田委員，高橋（勝）委員，高橋（芳）委員，高橋（秀）委員，高橋（美）委員，早坂委員，三浦委員，柳委員，山下委員
※欠席：西尾委員

[事務局]水野障害福祉部長，都丸相談支援担当部長，坂井障害企画課長，永廣障害福祉サービス調整担当課長，穴戸障害者支援課長，佐藤障害者支援課精神保健福祉担当課長，三條障害福祉サービス指導課長，井上障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，薦森北部発達相談支援センター所長，成見北部発達相談支援センター地域支援担当課長，五十嵐南部発達相談支援センター所長，伊藤青葉区障害高齢課長，小林宮城野区障害高齢課長，郷古若林区障害高齢課長，中川泉区障害高齢課長，岩淵秋保総合支所保健福祉課長，鈴木宮城総合支所障害高齢課長，内藤企画係長，前田社会参加係長，黒石主任，安部主事，菊地主事，木皿主事

ほか傍聴者2名

4 内 容

（1）開 会

（2）委員挨拶

（3）会長挨拶

会 長 こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

もう計画の策定が終わって，今日の議題にあるようにモニタリング，それから評価という段階に入っているのですが，計画策定のときは毎月のように集まって，いろいろと皆さんと話し合いをしながら進めてきたわけですが，モニタリング評価の段階になると少しペースは落ちるわけですが，ここからが非常に大事なところだと思います。

今日もモニタリングについて，質的な部分，量的な部分のモニタリングの協議があるのですが，評価というと，どうしても効果があったかどうかということに私たち目が行きがちなのですが，実はもう1つ，そのプロセスがきちんと回しているかということが，実は効果があったかないかということよりも大事なことがすごくあります。計画を立てて，その実行に向けて進んでいくのだけれども，どう

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

も効果が上がらない。そのときに、きちんと計画どおりプロセスが回っていたのだろうか。もしそうではないとすれば、もう一度計画を見直さなければいけないし、プロセスを考え直さなければいけない。こんなふうに、いわゆるPDCAサイクルというのを回していくということが非常に大事になりますので、量的な、質的なその効果というところだけに目を向けるのではなくて、計画がきちんと回っているか、計画したとおりに実行できているのかということとか、それからもしうまくいってないところがあったら、それをどういうふうにこれから直していったらいいのか、そういうところに視点を置いて、話し合いをしていければと思っております。

せっかく分野も制度も横断的にいろいろなところからお集まりいただいていて、これから連携・協働を進めていくことになりますので、どうぞ前回にも引き続き、必ず1回はご発言いただけるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

（内藤係長） それでは、ここからの進行は会長に進めていただきます。

（4）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より小野彩香委員の指名があり、承諾を得た。

（5）議事

協議事項

- （1）仙台市障害者保健福祉計画等の概要と今年度実施する監視及び調査について
- （2）令和7年度障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の実施について

報告事項

- （1）仙台市における障害関係統計値の推移について
- （2）令和6年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて
- （3）障害者差別相談事例の公表について
- （4）令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び令和7年度目標について

協議事項

- （1）仙台市障害者保健福祉計画等の概要と今年度実施する監視及び調査について

会 長 それでは、次第の2、議事に入ります。

協議事項（1）仙台市障害者保健福祉計画等の概要と今年度実施する監視及び調

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

査について、事務局からご説明をお願いします。

事務局
(坂井課長)

障害企画課長の坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項（１）障害者保健福祉計画等の概要と今年度の監視及び調査についてご説明いたします。資料１をご覧ください。

こちらの内容は、昨年度の第１回協議会でもご説明させていただきましたが、本日は初めてご出席の委員もいらっしゃいますので、改めてご説明をさせていただきます。

障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、都道府県及び政令指定都市が設置する審議会その他の合議制の機関として、所掌事務は１に掲げるとおりでございます。

次に、２ 現行計画の概要でございます。

１つ目、仙台市障害者保健福祉計画は、障害者基本法の規定に基づき、基本的な方針、主要施策などを定めた計画で、令和６年度から令和１１年度までの６年間の計画期間としております。

２つ目、第７期仙台市障害福祉計画は、障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス等の見込量と、それを確保するための方策などを定めたもので、令和６年度から令和８年度までの３年間の計画期間としております。

３つ目、第３期仙台市障害児福祉計画は、児童福祉法の規定に基づき、障害児に係るサービスの見込量と、それを確保するための方策などを定めたもので、同様に令和６年度から令和８年度までの３年間の計画期間としております。また、下の図にございますが、令和８年度には障害者保健福祉計画の中間評価及び障害福祉計画、障害児福祉計画の次期計画策定を行う流れとなります。

裏面をご覧ください。３ 監視等についてでございます。

まず、監視等とは何かでございますが、（１）の監視でございます。量的モニタリングとも申します。今年度につきましては、令和６年度の事業の実績や実施状況などを定量的に取りまとめた計画の進捗状況を把握し、状況について次回協議会までに取りまとめたいと考えております。

次に、（２）の調査でございますが、質的モニタリングとも申します。これは、当事者の方などとの面談や懇談会などを通じて、量的モニタリングの実績のように、数字ではなかなか測ることができない項目についてヒアリングを行うものでございます。

最後に、（３）分析及び評価でございますが、これらのほか、仙台市が行うほかの調査結果や各事業等を総合的に分析し、総合的な評価に関する審議をお願いすることとなります。

次に、令和７年度開催等スケジュールでございます。今年度の流れを予定としてお示ししております。９月の第２回協議会で量的モニタリング結果や分析、評価について報告、協議をさせていただき、９月から来年２月にかけて質的モニタリング

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

を実施いたします。その後、調査結果を取りまとめまして、3月の第3回協議会では、質的モニタリングの結果について報告、協議をさせていただきたいと、このように考えてございます。

なお、3 監視等についてで説明いたしました内容の根拠となります、仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針を、本日参考資料1として配布してございますので、後ほどご高覧ください。

協議事項（1）に関します説明は以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。

まず、協議事項（1）保健福祉計画等の概要と、それから今年度の監視及び調査についてご説明いただきました。

委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

質的モニタリングに関しては、協議会のメンバーも参加して行うということで、そういう計画でよろしいですね。

事 務 局 はい、さようでございます。

（坂井課長）

会 長 皆様にも参加していただいて、聞き取り調査などに加わっていただければという計画になっております。いかがですか。

計画のスケジュールについては、もう既に決まっているとおりで、大きな計画があって、それから子どもの計画等が途中で改定されるという予定になっております。

では、佐藤先生。

副 会 長 佐藤です。よろしくお願いします。

ちょっと確認だけなのですが、量的なモニタリングに関しては、次期協議会でおむね結果、量的モニタリングの部分は、次期の協議会でという発言をさっきされたと思うのですが、あと質的なものも3月に調査結果の報告ということで、最後の3の部分の分析評価、ここの部分はこの次、次年度という流れのイメージでしょうか。というのは、その次に、次期計画が令和9年度ということですが、令和8年度には立てるとのことだと思うのですが、その辺の3の部分の確認だけ、すみませんが、お願いします。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） 分析評価の時期についてでございますが、資料1の4番、開催等スケジュールの3月のところに掲げさせていただいておりますが、質的モニタリング結果等による分析評価を併せて、この3月の協議会で報告させていただいて、協議するというこ

とでご相談させていただければと考えております。

副会長 実際に多分データを分析するには、事前に読んだりとかしないと、なかなかそこでご意見いただくのも難しいかなというのもちよっと思ったものですから、多分同時にやるんだろうなというふうにこの文章からは読んだのですけれども、その辺は少し前倒しで、この委員会の前には情報いただけるというイメージでよろしいでしょうか。

事務局
(坂井課長) 障害企画課、坂井でございます。
 いただいたご意見を踏まえまして、詳細については検討してまいりたいと考えております。

会 長 よろしいですか。そうですね、聞き取りのデータとかの分析は結構時間がかかるので、そのスケジューリングが大事だというご指摘だと思いますけれども、ほかには何かございますか。よろしいですか、このところは。
 それでは、また最後に何かあれば、まとめてということもできると思いますので、それでは先に進ませていただこうと思います。

(2) 令和7年度障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の実施について

会 長 それでは、続いて協議事項（2）令和7年度障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(坂井課長) 障害企画課、坂井でございます。
 それでは、協議事項（2）令和7年度仙台市障害者保健福祉計画に係る質的モニタリング（調査）の案について説明をいたします。

資料2の案をご覧ください。

まず1番、調査の目的でございます。

先ほども触れました本市の監視等実施方針に基づき、数値目標等の監視だけでは十分に把握しきれない障害者保健福祉施策等の現状と課題について把握し、今後の障害者施策の改善と向上を図るための資料とするものでございます。なお、本年度の調査結果につきましては、令和8年度に予定の中間評価を経て、令和9年度以降の計画後期期間における取組の方向性に反映させるものといたします。

次に、2、調査方法でございます。

対面でのヒアリングを基本としまして、調査対象者のご都合に合わせ、オンライン調査などの方法を別途検討いたします。ヒアリング時に当たりましては、委員の皆様方が1名ないし2名程度、事務局職員2名程度で調査グループを編成いたしまして、調査時間としては1回1時間から2時間程度を考えております。

3, 対象者につきましては、ご覧の①から④に掲げる方々を考えておりまして、その選定に当たりましては、候補先の事業所や団体様などを、庁内の関係する部署と調整しながら進めてまいります。

次に、4, 聴き取り項目でございます。

資料に、障害者保健福祉計画に定めた5つの基本方針や重点取組を記載してございますが、これらごとに現状やニーズをくみ取り、もしくは到達状況やその効果を図ることを意図した質問項目を設定したいと考えてございます。

ページをおめくりいただければと思いますけれども、2ページの中段以降から3ページにかかった表でございますけれども、こちらに前計画期間における質問内容を記載してございますので、参考にいただければと思います。

5番の今後のスケジュールでございます。事務局が具体的な質問項目の案を作成しまして、8月上旬に委員の皆様方に意見照会を行い、照会結果を基に適宜内容を修正いたします。その後、中旬から9月にかけて、事務局が調査日程調整等の作業を行い、12月までの間に先ほどご説明しました調査グループごとに調査を行い、2月までに結果を取りまとめ、3月の協議会で結果を報告する、このような流れで考えてございます。

最後に、参考とあります。現計画期間の質的モニタリング調査の実施予定をご覧ください。

令和6年度は計画初年度のため、令和11年度は次期計画策定期間のため、調査は行わず、令和7年度から令和10年度にかけて毎年実施する。また、毎年同じ項目を調査するのではなく、基本的な考え方を踏まえつつ、ヒアリング項目や視点を毎年変えながら調査するイメージで考えております。

なお、各年度調査の位置づけは、表の下段に記載のとおりですので、ご参照ください。

資料に関する説明は以上となります。

委員の先生方からぜひご意見を賜りまして、適宜修正の上で調査をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。事務局より質的モニタリングの実施についてご説明いただきました。

このことに関しましては、事前質問表をいただいておりますので、まず佐々木洋委員、それから高橋勝彦委員からお話を伺いたと思います。その後、委員の皆様からご意見をとっておりますので、まず佐々木洋委員、お願いします。

佐々木（洋）委員 仙台市社会福祉協議会の佐々木洋です。

資料2に関しまして、何点かご質問させていただきたいと思います。

①ですけれども、現計画は令和6年度からスタートしている計画でございますの

で、今年度調査するという事になれば、ほぼ1年間の、計画期間のスタートから1年間の状況ということで、なかなかヒアリングの対象者の方もスタートして間がないというか、スタートしてすぐということで、現計画というよりも、これまでの施策の流れの中での回答になるのかなと。決して否定的にお話ししているわけではなくて、そういったことを踏まえながら調査することを理解した上でやっていただければなというところが1点です。

それから、②としまして、障害者保健福祉計画、現計画は令和8年度中間評価とありますけれども、令和8年度も何らかの調査を実施するのか。中間評価は令和8年度中に、その評価結果を出して、令和9年度以降、また改定を含めて取組を進めていくのかなということを聞きたいと思います。

③として、現計画が1年経過したわけですがけれども、予定していた事業、着手できていないものがあれば、それをしっかりと踏まえてというか、取り組んでいただきたいということでの質問でございます。

それから、④ですけれども、この保健福祉計画と併せて、障害福祉計画とか、障害児福祉計画は同じように令和6年度からスタートして、令和8年度までの計画になるようですがけれども、令和9年4月改定に向けたスケジュールはどのようになるのか。両計画とも量的な計画なので、ボリュームですとか、大がかりにならないのかなと思っの質問でございます。

最後は、⑤、1ページの2についてなのですがけれども、調査方法として書かれておりますけれども、「調査方法は対面でのヒアリングによる調査を基本とし、状況に応じてオンラインを併用する」というような簡単な表現でいいのかなと。会場確保のこととか、検討するという表現よりも簡単で簡潔なほうがいいのかなと思ひまして、僭越ながらちょっと記載させていただきました。

調査、職員の過度な負担とならないように、また効果的、効率的な調査になるように、お願いしたいなということでございます。以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。

それでは、個別に答えていただいたほうがいいかと思ひますので、では事務局、お願いいたします。

事 務 局
(坂井課長)

障害企画課の坂井でございます。事前のご質問、誠にありがとうございます。

まず、1点目のご質問でございますが、記載のところで現計画1年経過後の評価ということですがけれども、それまでも障害者施策は、前の計画に基づいて実施されてきたところでありまして、それを踏まえての評価となるのではないかというご質問でございましたけれども、こちらのほうでは1年経過後の調査という形で記載させていただいたのですがけれども、委員ご指摘のとおり、実際の調査、評価といたしましては、現計画というのは前の計画で求めた施策が推進されてきてまして、その評価を踏まえて現計画が策定され、施策が推進されるという、一続きの流れで行われ

ているものでございまして、委員おっしゃるとおりかと思えます。こちらでもそのような認識ではありまして、質問項目を考える場合などについても、今いただいたご指摘を踏まえながら考えてまいりたいと考えてございます。

続きまして、2点目、中間評価は次年度中に評価結果を出しているのかというところの質問でございますが、質的モニタリングにつきましては、年度ごとに重点的に調査する項目を変更することを検討しておりまして、例えば令和7年度は基本方針の1と3、令和8年度は基本方針の2と4を中心に行うといった形を想定しておりまして、そのため令和8年度につきましても質的モニタリングを実施する想定であります。

中間評価につきましては、令和8年度中に報告書を作成する予定でございます。そのため令和8年度の質的モニタリングにつきましては、今年度よりも早いスケジュール感で、年度前半を中心に進めていただきたいと事務局としては考えて、このような案を示させていただいております。

続きまして、3点目の質問です。実施できていないものがあれば、なぜできていないか分析が必要ではないかというご質問でございますが、ご質問のとおり、質的モニタリングで重点取組についてヒアリングする中で、施策自体が不足している部分でありましたり、一部進捗が足りていないといった部分ですとか、いろいろな声をいただくこともあろうかと思えます。調査結果を踏まえて、実施できていない事業について、本協議会でもご意見を賜りながら分析を進めまして、よりよい施策を展開していければと考えてございます。

続きまして、4点目の質問でございますが、令和9年4月改定に向けた障害福祉計画、障害児福祉計画に関するスケジュールはどうなるのかというところでございますが、前回、6年前にも障害福祉計画及び障害児福祉計画を改定しておりまして、その際の作業スケジュールとしましては、10月頃までに中間案の骨子を作成しまして、11月頃に中間案をお示しして、12月から1月頃にパブリックコメントの募集を行いまして、3月末に答申を行いまして計画を策定するという行程でございました。ですので、今回も前回のスケジュールを参考にしつつ調整し対応してまいりたいと、このような大まかなイメージでは捉えておりますが、調整し対応してまいりたいと考えてございます。

あと、最後に調査方法のところにつきましては、記載のほうは対面またはオンラインというような表記になっておりますけれども、委員からご指摘いただきましたように、加重的な負担とならないような、効率的な実施という趣旨は同じではございましたが、表記については適宜必要に応じて修正等は考えてまいりたいと思えますが、効率的な実施、負担にならないようなやり方ということは、考えながら進めてまいりたいと考えてございます。回答は以上でございます。

会 長 佐々木委員、いかがですか。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

佐々木（洋）委員 了解しました。

会 長 ①と③に関する質問とか、今のお答えについては、冒頭私が申し上げたように、効果があったかないかだけを見ていると、前からの計画を引きずった形で出てきてしまうので、今回の計画が本当にどれくらい正確に、そのプロセスが実施できたのかどうかという視点で分析していかなければいけないというところは、強調しておきたいかと思います。

それでは、よろしいですね。それでは、もうお一方、事前質問票をいただいております。高橋勝彦委員からお願いします。

高橋（勝）委員 わらしべ舎の高橋です。よろしくお願いいたします。

事前質問票ということで、資料2の質的モニタリング調査で、対象者のところなのですが、②障害福祉サービス事業所・運営法人等とありますが、この中には直接現場で支援する職員からのヒアリングというのも含まれているのでしょうかということがお聞きしたかったのです。というのは、基本方針の5に、障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援という言葉が出ているものですから、それから今日頂いたガイドブックですね。大変すばらしいガイドブックだと思って、拝見しました。これを見ると、やはり種別ごとに様々な分野で職員の皆さんが働いていて、やりがいだとか、生きがいだとか、働きがいそれぞれ持ってやっているものですから、現場で直接働いている職員の皆さんが、この障害福祉計画についてどのように考えていて、そして日頃それをどのような形で支援に生かしているのかということで、直接職員の生の声を聞くということも大事なことなのではないかということで質問させていただきました。以上です。

会 長 事務局、お答えありますか。

事 務 局
(坂井課長) 障害企画課の坂井でございます。ご質問ありがとうございます。

こちらの対象者、②障害福祉サービス事業所・運営法人等と記載されてございますが、こちらのほうは事業所の管理者ですとか、法人の代表者の方とか、そういった方も想定はしているのですけれども、高橋委員ご指摘のとおり、実際に障害のある方を直接支援する職員の方、こういった方にもぜひヒアリング、モニタリングしていきたいと考えてございまして、そういった趣旨を含めた記載でございます。

質的モニタリングの趣旨に照らして、日々障害のある方に接して、直接支援されている職員の方の声というのは、やはり重要なものになると考えておりますので、そちらについてもしっかりとヒアリングの対象として含めさせていただいて、実施してまいりたいと考えてございます。

会 長 管理者とかだけではなくて、直接サービスに関わっている職員もということです

ね。大志田委員，その辺りはご意見ありますか。直接サービスの職員にも質的モニタリングをするという計画だということなのですけれども。

大志田委員 幸泉学園の大志田です。

 どういうふうに対象者を選定されるのかなと思って、聞いておりました。本当にその事業所によっても特色が全く違いますし、人材確保の問題というのはすごく大きな課題ですけれども、その事業所の種別によっても若干差があるのかなと思うので、どういった事業所を選定されるのか。また、その事業所で働く職員も差があるので、管理者でもよろしいかとは思いますが、現場の実情で言うと、現場に入っている管理者もいれば、なかなか現場に入らない管理者もいますので、どういう事業所を選ばれるのかによっても、それは変わってくるのかなと、はい。いろいろ事業所の課題が見える立場の直接支援職員に聞かれるのがよろしいのかなと思って、聞いておりました。以上です。

会 長 貴重なご意見，どうもありがとうございます。

 職員の，今非常勤化とか，そういうことも含めて，いろいろな形で関わっている人がすごく増えて，現場は物すごく多様化しているのですよね。ですから，その辺り，職員とくれないというご意見でそのとおりかなと思うし，あと種別とか，あるいは同じ種別であっても，個別に随分中身が違っているので，この辺りの対象，調査協力者の選定をすごく考えないと，どうも正しく情報は拾えないのではないかなというご意見だと思うのです。事務局は何かお考えありますか。

事 務 局 ご質問，指摘ありがとうございます。障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） 最初に，事業所の選定でございますが，まずはその事業者様の選定としては，複数の事業所様を一つのテーマに沿った選定をして，ヒアリングをさせていただきたいと。あと，その中でお伺いした事業所様の中でも，なるべく複数の職員の方にお話をお伺いするような形で，まずは進めてまいりたいと考えてございます。

 また，その上でのその事業所様の選定につきましては，部内各課で様々な形で事業所様と関わりをさせていただいている部署，職員がおりますので，そういった者に状況を確認して，調整しながら進めてまいりたいと思いますけれども，状況によってはなかなか判断が難しい場合などについては，個別に委員の先生方にご相談しながら，選定を進めてまいりたいと考えております。

会 長 どうもありがとうございます。ここ，少し慎重にというか，情報を広く集めて，設定していくということが必要なことですね。

 高橋委員は，事前質問に関しては，今の議論でよろしいですか。はい，ありがとうございます。

 事前質問に関して，今のところでいただいているのはこのお二人でよかったです

かね。大丈夫ですかね。

それでは、ほかの委員の方からいろいろご意見を頂戴したいと思います。いかがですか。では、鑑委員，どうぞ。

鑑 委 員 東北文化学園大学の鑑と申します。

対象者のところで少しお話があったので，私からもその点について確認させていただきたいのですが，今ここに参加されている委員が大体 20 名ということで，調査のメンバーを見ると 1 名から 2 名程度ということなので，大体 10 から 20 ぐらいのグループに分かれて行くのかなと思うのですけれども，大体どれぐらいの調査の対象の人数というか，グループというか，考えられているのかなと思っていて，1 人ずつもし担当するとして，20 だと 4 つのカテゴリーがあるので，それだと 2 つから 3 つぐらいのことしか聞けないとなると，ちょっとその次の年の中間評価をしていくに当たって少ないのかなと思ったりもしていたのですが，その辺りはどの程度，もちろん①，②，③，④あって，それぞれボリュームが違ってくるということもあるかと思うのですけれども，どのように想定されているのかということをお教えいただけますでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事 務 局 ご質問ありがとうございます。障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） 直近で令和4年度に多くモニタリングを実施しておりましたけれども，そのときの状況でいいますと，委員の先生 1 人当たり，何回ぐらい質的モニタリングに参加いただくかということでございますが，少ない方ですと 1 回，あと多い方ですと 5 回ぐらいということで，この辺委員の先生方のご都合なども確認させていただきながら進めさせていただいていましたので，令和4年度の比較的モニタリングの多い年の実績で言うと，そんなところでございます。

あとは，こちらにつきましては，当時，委員の先生方でも実際に実施していただいていた先生もいらっしゃいますので，ちょっとこういうお話で申し訳ないですけれども，ご経験のある先輩の委員の先生方にお話などを教えていただけると，逆にありがたいかなと思っていました。

会 長 令和4年度のモニタリングは，私も二，三か所行ったかなと記憶していますけれども，インタビューなので，大体の柱に沿って，比較的自由にお話を伺うような形で，その結果を分析していくという形で，ちょうどコロナのこともあって，リモートのインタビューもあったように記憶しています。必ずしも①と②しか聞かないとか，そういうことではなかった。もう少し緩やかに設定して，よく半構造化ばねみたいな感じでもって，1 個ずつ質問して答えてもらうというのではなくて，この柱に沿って，自由に今の状況をお話ししてもらうとか，そういう形でもって進めていったと思いますので，ただ 1 回の時間はそれなりにかかっていたと思います。

あと、佐々木委員、はい。

佐々木（寛）委員

仙台歯科医師会の佐々木です。

自分は対面とリモート、いろいろな団体の調査に参加しましたけれども、やはり対面のほうが、その場所に行くということがあるし、その空気感が分かるので、何か結構雑談が増えるといろいろな情報が引き出せたような記憶があります。どうしても質問項目はある程度決まっていますのですけれども。ウェブ上だと結局そのことを聞いていくしかないんですよ。その空気感は分からないので。できれば対面のほうが、情報は聞き出しやすいのかな。職業柄そんなところですよ。以上です。

会 長

どうもありがとうございます。

ほかには、柴田委員。

柴田委員

宮城県自閉症協会の柴田です。

私も前回インタビューさせていただいたのですけれども、やはりヒアリング、直接会ってヒアリングしたり、それからオンライン上でもやりましたが、大体の項目が、大まかな項目が決まっていますし、委員に何日と何日と割り振って、都合のいい日を教えてください、丸、バツ式でというような詳しいものが出ていますので、それで行ける日があるかなというところで事務局で調整していただきました。

やはり相手も上の管理者の方が出てくる場合もあるし、それから本当に職員が、一般の本当に支援している方たちが出てくる場合もありますので、本当に生の声が聞けるということですのでごく参考になりましたし、知らないこともちゃんと私的にも聞けたので、やはり本当にモニタリングは必要だなと思いました。以上です。

会 長

そうですね、前回ちょっと医療的ケアとか、重心のところにもちょっとフォーカスしたところもあって、そういったところでは行けなかったのですよね、感染のこともあって。だから、そういう場合はリモートということは仕方がないと思うのですが、今佐々木委員からもお話があったように、やはり対面のほうがいろいろとというのと、あと私も先ほど言ったように、一問一答になるような、そういうインタビューの仕方ではなくて、ある程度自由に答えてもらう中でご意見をいただける、雑談もおっしゃっていたけれども、そういう雰囲気がすごく大事ななと思いました。

ほかはどなたか、はい。

山下委員

シャロームの会の山下と申します。いつもありがとうございます。

私も令和4年度でしたか、もうちょっと前でしたか、時期はちょっと忘れてしまったのですけれども、ヒアリングに参加させていただきました。そのときはリモートで2回ほどさせていただいたのですけれども、いろいろオンラインでもお話が盛

り上がって、伺うことはできたのですが、やはり先ほど佐々木委員がおっしゃっていたように、直接お会いしてお話ししたほうが、その場の空気感とか、あとは雑談であったりとかというのができて、よりいろいろなことが聞けていいなと思いました。オンラインだと、何かちょっと空気感が固まってしまうというか、お互いに何か画面越しで、もうちょっと近づきたいなというか、もうちょっと何かを聞きたいなという感触があったので、ぜひ今回は行けたら対面で、私も行かせていただきたいなと思っております。以上です。

会 長 どうもありがとうございます。このような経験した者から、このような感想が出ております。事務局の方も、経験した方いらっしゃいますよね。もう誰も残っていないか。そうでもないのかな。ねえ、そうですね、結構早いのかもかもしれませんね。

まあ、したがって少し事務局と協力してどこに聞きに行くかとか、どんな内容でということも事前にある程度協議できればいいかなと思います。よろしいですか。

鑑 委 員 ありがとうございます。質的調査ということなので、たくさんにというよりは、比較的洗練されたところに丁寧に聞いていくというイメージでいいでしょうか。ヒアリングの場面を非常にイメージできるご回答でしたので、参考になりました。ありがとうございました。

会 長 ありがとうございます。
ほかに、質的モニタリング……、あつ、はい。

鹿 野 委 員 私も質問なのですが、調査方法のところ、ヒアリングに今、障害者施策推進協議会委員から1、2名、あと事務局職員ということになっているのですが、これは例えばですが、例えば聞き取り方法のところで見ると、医ケアがあったり、難病があったり、高次障害とか、あるいは緊急時の云々ということがあって、結構これって、それぞれ専門家がいたりするのです。そうすると、そういう専門家が例えばオブザーバーみたいな感じで参加するとか、そんなことがあり得るのかどうか。多分その対面にそういう人を引っ張り出すのはかなり難しいのであれですが、オンラインだとそういう人を引っ張ってこれるかなと。そうすると、結構何かコアなというか、実は本質的な質問が出てくるのかなということが可能かというのが一つと、確かに前のときのヒアリングでは、質問項目が大きくぼんぼんとか、大ざっぱにあったと思うのですが、その項目の選定のプロセスはどういうふうにしていったらいいのか。

会 長 鹿野委員からのご質問なのですが、まずこのメンバーと事務局以外でヒアリングにその分野の専門家のような方が参加したということはなかったように思い

ますが、事務局、何か記憶とかあります。

佐々木委員，どうぞ。

佐々木（寛）委員

歯科医師会の佐々木です。

専門家ではないのですけれども、たまたま障害者スポーツのところに行ったときに、連れていった仙台市の職員の方が障害を持っていらっしやって、障害者スポーツをされている方でした。なので、すごく話が深掘りできておもしろかったですね。本当にどんなことをされているというの、職員の方が話してくれて、そういった意味では専門家がいる、専門家とか当事者がいるのは、すごくいいのかなと思います。

会 長

そうですね、やはり当事者の方もというのは原則でもありますのでね、はい。そうか、そういうことがあったということですから、あえて何か医ケアの方のところにインタビューに行くときに、お医者さんと一緒にというようなことは、特になかったと私が参加したときは思っていました。

あとは、鹿野委員がもう一つおっしゃっていたのは、質問項目、そうですね。それは事務局，どうぞ，お願いします。

事務局
(坂井課長)

質問項目の決め方という質問でしたかと思うのですけれども、よろしかったでしょうか。

会 長

そうですね。

事務局
(坂井課長)

質問項目の決め方については、最初にこの項目の案を事務局で作りまして、そちらを各委員の皆様にお送りして、ご意見を頂戴して、示されたご意見を基に適宜修正して、質問項目を形にしていくというふうに考えています。

会 長

ここに挙がっているのは、計画の中に出てくる5つの柱ということで、ということですよ、それに基づいて。

事務局
(坂井課長)

そうですね、まず資料2でございますが、初めに4番の聴き取り項目、1ページ目から2ページにかけての上段のところは、実際に現計画の中で定めております基本方針と、それに基づく重点的な取組ですね。これをそのまま参考までに記載されているというところでございます。下段の表にございます質問項目については、前計画期間において、質的モニタリングで実際に質問として挙げていた項目を、参考までに載せさせていただいているものでございますので、こちらはあくまでも参考程度で、どういった質問をするのだろうというところのイメージになるものとして、こちらは資料として挙げさせていただいておりますので、実際にこのとおりやるかどうかというのは、また別な話でございまして、項目については改めて事務局でそ

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

れを作成いたしまして、お送りして、委員の皆様からご意見を頂戴した上で固めてまいりたいと考えております。資料のほうは、あくまでも参考としていただければと思います。

会 長 ありがとうございます。

団体の代表の方なんかで、インタビューを逆に受けたという方は、委員の中ではいらっしゃると思いますか。高橋先生は受けてないですか。高橋委員のところにはインタビュー行かなかったですかね、お願いします。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋ですが、私の協会自身は多分インタビューされていますが、私普段自分の事務所がないので、私自身は何も調査を受けていません。先ほどの話のように、私自身が別のところの調査に行った経験は、多分2か所ぐらい行ったのではないかと思います。すみません。

会 長 どうもありがとうございます。

今年度というか、これからの、伊藤委員も何かありますか。いいですか、ではまた違うところで。

今年度、モニタリングのところは、今各委員の方からいろいろご意見いただきましたので、少し事前に準備を慎重にして取り組めればいいかなと思っていますので、ちょっと時間を……、あつ、小野委員、どうぞ。

小 野 委 員 お話しすみません。NPO法人 Switch の小野です。

私も皆さんの話を聞きながら、ちょっと自分の記憶をいろいろ思っていたのですが、質的モニタリングで訪問したときで、ここで挙がっていない件としてですね、場所を用意してもらって、そのお部屋でヒアリングをしたと思うのですが、施設を訪問させていただいたときに、せっかくでしたら、何かやはり見学とかを、ちらっとでもしたかったなという気持ちがちょっとあって、普段やはり自分が見ている事業所と全く種別も違うので、直接お話しする機会はなくて大丈夫なんですけど、そこに置いてある物だとか、利用者さん側も、自分とは関係ないところでもちょっと何かしている様子をちょっとでも目に入ってくると、すぐリアリティーがわくなと思ったのを記憶して、何かすごく一生懸命話をいただいて、時間もマックスでもっと話を聞きたいという感じで一緒に行った方も思ったと思うのですが、さらにプラスであれなんですけど、何かそういうちょっと、施設をちょっとのぞけるような時間がそこだけでもあると、とてもいいのかなと思ったので発言させていただきました。ありがとうございます。

会 長 どうもありがとうございました。

前回はちょっとコロナのこともあって、その辺りは制限されたのでしょうけれど

も、もう大分その制限も緩まっていると思いますので、そういうチャンスもあればということで、まさにそうだろうなと思います。

ほかにモニタリングについては、では佐藤委員。

副 会 長 すみません、佐藤です。

ちょっと過去の経緯があまり分からないで聞くので、もしずれていたら修正していただければと思うのですが、調査の目的で数値目標等の監視だけでなくという表現をされていて、これは量的調査をイメージしている文面ですよ。そうすると、量的調査と質的な調査でどんな関係にあるかと考えると、例えば量では見れないものを質で見ようという発想だと思うのですが、そうすると量的なもので何が把握できるか。新しく入られた委員の方もそうだと思うのですが、量で何が把握できて、そこで把握できないものは一体何なのかというところを、ある程度理解していないと意見を述べにくいかなというのが1つあったというところと、あとこの文章の中で、例えば認知度とかという表現もありますけれども、要は何々度とか、向上度とか、何かそれって量的なものに持っていったいいような質問で、むしろメイン尺度というか、内容でどんなところに課題を感じているとか、こういった、例えば人員が必要なのかとか、具体的なアンケートにはないような項目を洗い出しながら課題を整理していくというものが、多分質的研究の目的の一つになるかと思うのですが、その辺の位置関係は相互補完と考えてよろしいのですか。

会 長 事務局、お答えありますか。

事 務 局 障害企画課、坂井でございます。

（坂井課長） まず、量的モニタリングでございますけれども、計画の中で、それぞれ基本方針に基づいた数値目標というのを定めております。障害者保健福祉計画におきましては、数値目標を定めておりまして、その各年度の実績を数値として織り込んで、報告をするというようなことになりますので、実際定めた目標に対してどのくらい到達しているかということが、数字で把握されていくということになります。

併せて、障害福祉計画及び障害児福祉計画におきましても、それぞれ実績とか、目標とかが数字で定められておりますので、各年度の到達の状況というのを数字で表して、報告させていただくというものが1つございます。

質的モニタリングにつきましては、数字では測れない、実際にお会いしての、当事者の方ですとか、施設や事務所の従業者の方ですとか、そういった方の声の中から、その計画に掲げた言葉としての目指すところ、これがどれだけ達成されているかというのを、その声の中で聞き取って、把握していく、あるいは分析していくという過程になっておりますので、量的モニタリングでなかなか把握しきれない評価の材料といいますか、そういったものを把握するために質的モニタリングを行うということになっておりますので、佐藤委員ご指摘のとおり、相互に補完し合いなが

ら、行っていくものであらうと考えております。

副 会 長 ありがとうございます。

例えばの例なのですが、障害理解の推進を図ろうとする、何か量的なものがあると思うのですが、その調査をする側が考えた質問と、当事者が思っている障害理解というのが違ったりしたりとか、充実したサービスを受けているというのは、利用した回数なのか、本当はこういうサービスを利用したいと思っているところ、そこは取られていなかったりとか、そういったところが逆に調査そのものの、量的調査の補完という部分も、質的調査の中には結構意味が大きいかなと、何をアウトカム、最終的な効果と見るかで、本当に行政とか、自分たちが調査するときも、これだろうと思っても、かなりずれることがあるものですから、その辺を補完するような意味合いも含めていただけると、意味がちょっと変わってくるかなと思ったところです。

会 長 どうもありがとうございます。

行政的には、量的なニーズがないと、なかなかニーズがあるとはいいにくくて、政策に反映しづらいけれども、でも量的なニーズはなくても、ある質的なモニタリングなんかで本当はあるんだよというのをつかむというアウトリーチ的な、そういう役割もこの質的なところにはあるとか、ではあと量的な部分だけ満たされているから、これでいいのかといったら、結果オーライではないですよ。やはりプロセスが駄目でしたら、考え直さなければいけないので、そういう意味で相互補完的というのと、いうよりは量的な調査がある程度目標としてあって、その目標の説明をするというような意味があるのかもしれない。そんな位置づけで行っているのかなというところで、そんなに量的なデータとの間の関係を密接に調べて組んでいるわけではないと思います。

よろしいでしょうか。それでは、この辺りでモニタリングについてのご意見、いろいろいただきましたので、ここまでとさせていただいて、協議事項はここまになりますかね。

報告事項

（1）仙台市における障害関係統計値の推移について

会 長 では、今量的なデータの話も出ていましたので、報告事項の（1）として、仙台市における障害関係統計値の推移についての報告を事務局からご説明をお願いします。

事 務 局 それでは、障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） それでは、資料3、A4横書きの資料になりますけれども、こちらによりまして

報告事項（1）本市の障害関係統計値についてご報告いたします。

資料をおめくりいただきまして、1番目、障害者手帳所持者数の推移でございます。令和6年度末時点で5万5,804人、市内の人口比率で5.11%となっております。下の米印にありますとおり、令和5年度に転出者や死亡者等のシステム台帳を整備し、所持者数が減少したほかは、全体を通して手帳所持者数の総数は増加が続いております。

また、中でも精神障害者保健福祉手帳の所持者が増えていることがうかがえます。理由といたしましては、精神疾患の方自体が増えており、それに伴って所持者数が増加したこと。また、障害理解が進み、制度活用のための取得が増えたことなどが考えられるところでございます。

続きまして、2番、身体障害者手帳所持者数の年齢構成比でございます。65歳以上の比率が年々少しずつ増加している様子がうかがえます。65歳以上の方では、心臓や腎臓といった内部障害により新たに手帳を取得する方や、補聴器をはじめとした補装具の利用者も多くいらっしゃいまして、制度活用を目的とした取得も増えているものと推察しています。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、3番、身体障害者手帳所持者数の年齢別推移でございます。

令和3年度以降、全体として所持者数が減少傾向にある様子がうかがえます。理由といたしましては、新規交付の数、手帳の新規交付者数に比べまして、お亡くなりになることにより手帳を返還する方がわずかながら多いということが考えられます。

次に、ページを進んでいただきまして、4番、療育手帳所持者数の年齢構成比でございます。18歳未満の割合が増加傾向である様子がうかがえます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、5番、療育手帳所持者数の年齢別推移でございます。全体的に増加しておりまして、特に18歳未満の増加が最も多くなっております。18歳未満の割合や所持者数が増加している理由といたしましては、サービス利用や学校などの進路選択に当たり、療育手帳を取得した制度利用を積極的に考える方が増えているものと推察しております。

次に、ページをお進みいただきまして、6番、精神保健福祉手帳所持者数の年齢構成比でございます。18歳から29歳及び50歳から59歳の方の割合が増加傾向となっております。

次に、ページをおめくりいただきまして、精神保健福祉手帳所持者数の年齢別推移でございます。50歳から59歳の増加人数が最も多く、令和元年度以降でも1,200名を超える増加となっております。

続きまして、ページをお進みいただきまして、8番、難病認定者等の数の推移でございます。指定難病、先天性血液凝固因子障害では増加しておりまして、小児慢性特定疾病、遷延性意識障害では減少している様子がうかがえます。

最後に、ページをおめくりいただきまして、9番、障害福祉サービス利用者数の

推移でございます。こちらは、毎年3月の1か月当たりの人数を記載してございます。令和6年度の1か月当たりの利用者数が1万4,691人、前年度比で825人増加、5.9%の増加率となっております、この10年間では約1.6倍まで増加しております。

最後に、佐々木委員から頂戴いたしました資料3に関する事前のご質問のうち、①についてお答えさせていただきます。

障害者の高齢化の傾向があるが、施策や対応の変化があるかというご質問でございます。今のところ、本市の施策面や対応面の変化として把握しているものというのは、ないと捉えてございます。現場の声としましては、目が見づらくなったり、足腰が立たなくなってきたりしている方々にやっていただく、これは就労系の事業所のお話でございましたが、やっていただく仕事ですとか、作業の内容を調整する場面が増えている。そういったお声ですとか、親御さんも高齢化しており、親御さんが入院した場合のご本人の不安、そういったことを利用者が相談される場面が出てきているといった声ですとか、施設にお聞きしたところでは、すり足の入所者が増えてきて、廊下やお風呂の段差解消などに対応しているといったお声を聞いているところでございます。

今後とも、こういった統計値の把握に加えまして、質的モニタリングの場での様々なお話を伺いながら、支援の在り方について考えてまいりたいと存じます。

佐々木委員、ご質問ありがとうございました。

資料3に関する報告は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

資料3については、高橋委員からも事前質問をいただいていたか。はい、お願いします。

高橋（勝）委員 先ほどの説明の中で少し触れていただきましたけれども、もし分かるのであれば、18歳以下の年齢層で、何歳から何歳が一番多いのかということなどを、療育手帳の中で把握されているのであれば、ちょっとお聞きしたいなと。つまり、どういうことかということ、障害児の方の療育手帳所持者が増えてくるのがもし今後考えられるのであれば、今南と北でアーチルが相談支援、そして療育手帳の判定もアーチルでやられていると思いますが、児童の割合が増えていったときに、南と北のアーチル2つで対応できていくのかどうかという、相談支援も含めてですね。ですから、もしどんどんその数が増えていったときには、もしかすれば東西にアーチルを、東と西にもそういう相談支援の機関を設定していくような状況というのは生まれてくるのではないかとということで、その18歳以下の年齢的な割合といいますか、18歳だけでくるのではなくて、もっと細かい数字が把握されているのであれば、それをお聞きしたいなと思って質問させていただいたということでございます。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

会 長 ありがとうございます。アーチルを増やせということで、はい、お願いします。

事 務 局 ご質問ありがとうございます。北部アーチルの薦森でございます。

（薦森所長） ただいまの18歳未満での療育手帳の取得状況でございますけれども、18歳未満で新たに手帳を取得される年齢で群を抜いて多くなってございますのが、6歳という年齢でございます。これは就学する前の年で、支援学校、あるいは支援学級などの学びの場を選択するときに合わせて療育手帳を取得される。あるいは、就学後、1年生になって、学校の先生との面談の中で療育手帳を進められるなどして取得される方が多いと考えてございます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

出生率がこれだけ低いのに、手帳を持っている子どもの数が多いというのは非常に不思議なことなのではございますけれども、高橋美奈子委員、特別支援を利用する児童、生徒の数というのは増えていますか。

高橋（美）委員 特別支援教育課の高橋でございます。

学びの場の検討をご希望される方は、仙台市就学支援委員会で審議をしており、審議を希望される方は毎年度増加傾向が続いております。その中で手帳をお持ちの方も増えております。やはり、支援をしっかりと受けて、わが子の力を伸ばしていきたいという保護者の方が増えてきていることも、この数に表れているのではないかと考えております。以上でございます。

会 長 就学支援会議での特別支援を利用する条件ではないですよ、手帳の所持はね。必ずしも手帳がなければ、特別支援は使えないということはないですけれども、まあ、でも取得する方は割と多い。

高橋（美）委員 現在ある制度をしっかりと使って、お子さんの力を伸ばすために生かしていきたいとお考えになる保護者の方が増えていらっしゃるのではないかと感じておるところでございます。

会 長 あと、支給決定にも手帳は別に条件ではないけれども、就学後に放デイを使おうとか、そういう希望して、親の就労支援もあるけれども、そのときに児童福祉サービスの利用を目指して手帳を取るというケースもありますよね。だから、その意味で、手帳を持っている子どもの数がただ数的に増えているというよりは、違う要因で手帳を取得するケースが増えているということにどうもなっているようで、これは仙台市だけの話ではないと思っています。ほかの、県全体でもそういう傾向もあるところなので、この辺りは少し数の分析というのはやらなければいけないかなと。放デイの利用日数とか、その辺りのバランスなんかもちよっと考えていかないといけないところで、すごく大事な、難しいところではあるけれども、大事な数だと思います。

っています、これは。

ほかによろしいですか。今高橋委員からの事前の質問についてでしたが。

あと、精神の方の手帳の取得の数も増えているのは、あれですか、平成30年の雇用促進法の改正で、精神障害の方、算定基礎に入るようになってから随分変わっているようにも思いますが、柳委員、いかがですか。ハローワークでそういう状況を感じますか。

柳 委 員 ハローワーク仙台の柳でございます。

そうですね、私もハローワーク仙台に、障害者手帳をお持ちの方でお仕事探しをするための登録をされる方の大体半分以上、直近だと55%ぐらいが精神障害を抱えている方ということになりまして、かなり割合が増えているなというところは感じております。実際に身体の手帳の方で、コロナ禍は大分減っているというところがありまして、あと療育手帳をお持ちの方は、そんなに数は変わらないというところでは。とにかく精神障害を抱える方が多くなっているなと感じております。以上です。

会 長 量的な推移、事務局も説明してくださったのですけれども、それ以外にもいろいろな要因があって、現状の分析にはどうしても必要なところかなと思いますね。アーチルもあれですけれども、あれですかね、発達障害で知的な遅れが見えない子どもに精神の手帳を交付するということはあるのですか。そんなにはないのですか。お願いします。

事 務 局 北部アーチルの薦森でございます。

（薦森所長） 成人支援をしている中では、精神科にかかって、今発達障害の診断を受けて、そこで手帳を取得されるという方も、以前に比べると増えてきているように思っております。

会 長 学齢期はない。

事 務 局 アーチルの薦森でございます。

（薦森所長） 学齢期については、精神の手帳というよりはやはり療育手帳の取得で、その学びの場を進路に向けてどのように今後考えていくかというところですね、療育手帳のほうを希望される方は一定数いらっしゃいますけれども、精神については数はそれほど多くはないという風に相談状況の中では感じているところでございます。

会 長 増加していることの原因と言えるような数ではないということですよ、精神手帳の所持者の。だから、そういうことも聞こえてきていますので、なくはないですよ。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ほかにいかがですか。数のところですけども、よろしいですか。高橋委員、どうぞ。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

私自身も先天性の視覚障害者ですけども、視覚支援学校に勤めております。この数の、視覚障害者の数ということではないのですが、障害者手帳の数のカウントをするときに、障害が重複している方っていますよね、幾つか。視覚障害者でも、いわゆる私のような全盲の方、それから視覚プラス難聴の方、弱視で難聴の方、それから弱視で知的障害や発達障害のある方というのは、この統計の中でどのようにカウントされているのですか。出ているのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

会 長 ありがとうございます。重複障害はどういうふうにカウントされていますかというご質問、お願いします。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） 資料3の1番、障害者手帳所持者数の推移についてのところに記載させていただいておりますが、下の米印の1番目なのですけれども、複数の手帳を所持している場合は、それぞれに計上しているというところがございますので、ある方が身体障害者手帳を所持され、併せて精神障害者保健福祉手帳を所持されているという場合については、それぞれにカウントされているという状況でございます。

会 長 高橋委員、よろしいですか。

高橋（秀）委員 ありがとうございます。

会 長 それぞれ1，1とカウントされるということで、事務局はもうそれでいいですか。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） 同じ身体障害の中で複数の部位に障害を有する方については、身体障害者手帳の中に複数の部位の障害が示されてくることになりますので、この統計上は身体障害者のお1人という形のカウントになると思います。

会 長 視覚障害と内部障害でしたら、それは1。手帳が違うとそれぞれ1，1。ありがとうございます。

時間がだんだんなくなってきてしまいましたので、ちょっと先に進ませていただきたいと思います。

(2) 令和6年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて

会 長 それでは、報告事項の（2）令和6年度「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」に係る取組みについて、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） それでは、資料4によりまして、令和6年度の障害者差別解消条例に係る取組についてご報告いたします。

まず1番、相談体制の整備等でございます。

令和6年度の差別に関する相談件数は、括弧書きの部分が相談件数の実件数となっておりまして、54件、前年度と同数でございました。主に商品、サービスの提供の分野や雇用の分野での相談が多くなっている様子がうかがえます。実件数の合計54件につきましては、表の右下のところに記載してございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、2ページにつきましては、後ほどご覧ください。

3ページをご覧いただければと思いますが、一番上にございます（3）相談事例の公表で、こちらは資料として新たな項目として加えさせていただいております。相談対応の個別事例を公表したところでございますが、詳しくはこの後別途報告させていただきます。

続きまして、下段の2番、普及啓発・理解促進等に関する主な取組でございます。ここでは、13の取組に取りまとめてございますが、時間の関係もございますので、3つほど紹介させていただきます。

まず、1つ目が3ページの（1）障害理解サポーター事業でございます。障害理解サポーター事業は、障害理解に関する研修を実施する企業や各種団体様に、障害当事者を講師として派遣し、所定の研修プログラムに基づいた講話や体験型グループワークなどを実施して、障害とは何か、障害の在り方への配慮はどうすればいいかなどを学ぼうとするものです。講師の当事者が自らの経験を交えながら講義をするため、説得力がありまして、受講される団体様からは好評いただいております。

令和6年度からは対象を小中学校に拡大し、（2）に記載したとおり、3校で実施いたしました。これらを併せまして、令和6年度では全体で44回開催しまして、合計1,236名に受講いただきました。

2つ目は、5ページにお進みいただければと思いますが、一番上の（6）市民協働事業、手話ソングワークショップ「バリコミュ・シュワッチ・クラブ」でございます。児童館で児童等を対象に手話のワークショップを行っておりまして、令和6年度は児童館のほか、八木山動物公園などの保護者や多くの市民の方が集まる施設やイベントで合計7回、702名の方にご参加いただきました。

3つ目でございますが、ページをおめくりいただきまして、6ページをご覧くだ

さい。

（11）障害理解ポータルサイトでございます。令和6年9月にポータルサイトを公開しまして、障害のある、なしにかかわらず、参加できるイベント情報や、障害のある方が活躍する店舗情報などの情報を発信しておりまして、公開開始時期や12月の障害者週間の時期にはサイトに誘導するWeb広告も実施いたしました。こちらの二次元コードからアクセスできますので、後ほどぜひご高覧ください。その他の取組は、後ほどお目通しいただければと思います。

また、資料には掲載しておりませんが、その他の取組として、障害のある方もない方も参加できる仙台市長杯ボッチャ大会の開催、市役所本庁舎の建て替え工事で設置しております仮囲いへの障害者アートの掲示などを行ってございましたので、ご紹介させていただきます。

最後に、7ページの3番、庁内体制の整備等につきましては、庁内での研修会、それから市の事業に対する情報保障、タブレットを活用したコミュニケーション支援を実施しているところでございます。

資料4に関する報告は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。条例に係る取組についてご報告いただきましたが、皆様からご質問、ご意見ございますか。柴田委員。

柴 田 委 員 宮城県自閉症協会の柴田と申します。

今説明いただいた中の相談体制の整備というところの1ページです。これが令和5年に事業者による合理的配慮の提供を義務化ということを書いていますけれども、28年度は大分大きくあった相談がだんだん少なくなってきているというのは、数的に合理的配慮とか、そういうところが浸透してきたと見るべきなのか、それとも相談体制は整備していますけれども、それが一般市民には伝わっていないというのか、一般にはあまり知られていないと見たらいいのか、どちらなのだろうということで、それが1つ疑問でしたのと、それから一番下に障害種別の段があって相談される方、知的障害が5ということになっていて、やはり自分から言葉で発することができるといえるのか、SOSを出せる人は、文句ではないのですけれども、意見を、こういうことがあったんですよというような、出せると思うのですけれども、やはりSOSを出せないというのか、どうやって出したらいいか分からないという方たちにとって、こちらでどのようにしてそれを吸い上げていったらいいのかなというのがちょっと気になったので、述べさせていただきます。

会 長 事務局としては、どうですか。相談件数が減っていることの理由の分析なんかはできますか。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。ご質問ありがとうございます。

（坂井課長） まず、相談件数の減少の傾向についてでございますが、委員から2つの可能性と
いますか、お話ししていただきましたが、こちらでもなかなか分析して明確な理
由はこうだということはお示しできないのですけれども、実際実務の体感としては、
両方の要素があるのではないかと考えております。

実際に、こちらに書いておりますけれども、障害企画課と各区、あと宮城総合支
所に差別相談員を配置しております、相談に乗ったりしております。その中で、
差別に関する相談をいただいた場合、実際にその対象となる事業所様とか、団体様
とか、そういったところにアクセスさせていただいた上で、場合によっては事業所
様を訪問して、実際に障害者差別の考え方について説明させていただいて、ご理解
いただいて、その中で対応が変わっていくということの把握というのはされてお
りますので、そういったことの積み重ねができておりますので、そういった体感的な
ところでいいますと、理解が進んでいるということは事実かなと思います。

一方で、この体制の仕組みの認知度という部分では、十分に行き渡っているかど
うかということになりますと、そこは課題というものが、依然あるということでは
ないかと考えておまして、やはり取組とか体制、そういったものの認知度を高め
ていく、こういったこと取組というのは継続的に必要なものであらうと考えてお
りますので、その辺引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

会 長 知的障害がある方の意思決定支援みたいなことに関する取組って、何か進展あり
ますか。

事 務 局 申し訳ありません、今事務局で確認しておりますが、そのS O Sを出せない方に、
（坂井課長） どのように吸い上げたらいいかというようなことでございますが、ちょっと今の
ところ、これというところ、お示しできるものがございませんので。

会 長 そうですね。何か、うん、事業所には意思決定支援ガイドラインに基づいて、
意思決定支援のステップを踏みなさいとか、そういう組織をつくりなさいというの
はあるのですが、行政機関に対してそういうガイドラインを適用しなさいという話
は、ないのではないかと思います。手話通訳の設置みたいな形では、ないと思
うので、だからいわゆる支援事業所の専門職の方なんかはどれくらい彼らの代弁を
しているかというところになるのかなと。あと、ご家族、ちょっと難しいところで
すよね、ここはね。まだそういう仕組みができていないのだと思います。

あとは、相談員の方が代わって、変わるということはないですか。ちょっと他県
ではそういうことがあったので、活動の量とか範囲が相談員によってちょっと違っ
てきたりすることで、相談件数が上下したりしたことがあるのですけれども、そう
いう心配はないと。まあ、そういうデータはないですかね。

事 務 局 お示しできるものがございません、申し訳ございません。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

（坂井課長）

会 長 そうですね。だから、この相談件数が減っている、増えているというのは、いろいろな要因が多分あるのだと思うので、この辺りの分析をちゃんとしなないといけないのではないかなと思っていて、ほかには何か。では、高橋委員、先に。

高橋（芳）委員

仙台弁護士会の弁護士の高橋と申します。

こちらの相談体制についてなのですが、こちらだと要は窓口ですね、各区役所の担当窓口に来た方と、あとは相談ダイヤルということは、電話で受け付けているという話なのかなと思うのですが、例えばこれ以外の媒体ですね。SNSを使っているとか、そういったものの相談というのを、集めるに当たってというところで、なかなか声が上げられないとか、吸い上げできないというところがあるというのがありまして、仙台弁護士会では子どもの権利委員会という委員会で、子どもの相談窓口をつくるということで、こちらは電話相談なのですが、相談件数というより、そういった相談、本当に電話だけで吸い上げられるのかという話が出まして、最近LINEでの相談というのをやってみようということでやったりとかしたのであるけれども、そういった別な媒体を使っているというところの相談体制というのは、何かご検討されているというのはあるのでしょうか。

会 長

事務局、どうですか。

事 務 局

障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長）

障害者差別に関する相談窓口としましては、こちら資料4の（1）にお示ししているとおりでございまして、各区及び宮城総合支所に配置しております差別相談員が窓口対応及び電話対応ということで対応しているほか、夜間や閉庁時、ご相談に対応できるようにということで、差別解消相談ダイヤルを設けておりまして、こちらについては電話のほか、ファクスやEメール、そういったものについても受付をしているところでございます。

会 長

窓口だけではないものも用意していると。よろしいですか。どうぞ。

高橋（芳）委員

ありがとうございます。そうですね、最近なんかだとメールは確かにいろんな法テラスであるとか、あとそれ以外のそういう相談を受け付けるような団体の中で使われていて、媒体としてはいろいろ、弁護団なんかでも相談窓口を設けるときにEメールですね、こちらでも相談とかを設けているわけですが、最近意外とLINE相談というあたりが需要が増えているというか、そういうのが特に若い人でしょうね、相談窓口としてとっつきやすいというか、そういったところもあるので、そういった媒体なんかも、私も別に若い人間ではないので、若者たちがどういう媒体だとやりやすいのかというのは完全に把握しているわけではないのですけれど

も、そういった体制を多様化していただけるといいのかなと今お聞きして感じたところでした。

会 長 どうもありがとうございます。
山下委員は、ご意見あったと思います。

山 下 委 員 シャロームの会の山下です。
資料4でお聞きしたい部分が2つあったのですけれども、相手方への対応状況、2ページですね。相手方への対応状況が、連絡・調整ありというものより、連絡・調整なしというのが増えているように感じられるのですけれども、これはどうしてこういう傾向になってきているのかという部分と、あと2つ目はですね、7ページですね。庁内体制の整備等ということで、書面開催で障害を理由とする差別の解消に関する研修会をされたということなのですけれども、具体的にどのように書面で開催したのかというところを教えていただきたいと思います。以上、2点です。

会 長 それでは、まず第1点目からお願いします。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。

（坂井課長） まず、2点目のご質問から答えさせていただきます。

書面開催によります障害理解促進・差別解消の研修でございますけれども、こちらほぼ全職員に対する研修として実施しております。手法としましては、一定の時期に全庁に向けて通知を、内部で文書管理システムというのがあるのですけれども、そちらのほうで各部署に差別解消の研修の実施についてお知らせいたします。そこで、全職員が見れるようなもの、内部でのシステムがございまして、そちらのとある格納場所に、この障害理解促進・差別解消に関する研修のテキストを格納しております。そちらにアクセスしていただいて、各自で受講していただくというような流れでございます。

今年度については、こちらに記載しておりますとおり、研修の振り返りですとか、障害理解を深めるクイズ、こういったものも交えながら実施させていただいているところでございます。

また、参考までになのですけれども、3番目の市民利用施設職員向けの研修でございますが、こちらについては昨年度初めて実施したものでございます。それまでは市役所の内部の職員だけに実施しておりまして、市民利用施設につきましては、指定管理者だとか、そういった方が運営しているケースが多いのですけれども、そういった職員に対する研修というのも、それまで実施しておりませんで、市民利用施設におけます職員の方の対応におけます障害理解ですとか差別、そういった部分に関するご指摘、ご相談をいただいたというところもありまして、それを受けて昨年度から市民利用施設の職員に向けた研修も実施しているところでございます。

そして、最初の1点目のご質問、相手方への対応状況で、連絡・調整なしの件数が多いことについてでございますが、傾向として正確に把握できているところではないのですけれども、各事例について報告を受けている範囲でございますけれども、こちらでお話を聞いて制度等の説明をしている中で、自分で答えを探してみるのですとか、その話を聞いてもらって満足したということで、対応までは求めないというようなことで対応が終結しているものも相当ありまして、そういったものがこの連絡・調整なしに計上されているというところで考えてございます。以上でございます。

会 長 山下委員、いいですか。

山 下 委 員 分かりました。ありがとうございました。

会 長 どうもありがとうございます。

(3) 障害者差別相談事例の公表について

会 長 それでは、時間も迫ってきましたので、事例のところに進みたいと思います。報告事項の(3)です。障害者差別相談事例の公表について、ご説明をお願いします。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。

(坂井課長) それでは、資料5-1及び5-2によりまして、障害者差別相談事例の公表についてご報告いたします。

まず、資料冒頭でございますとおり、本市の改正障害者差別解消条例に基づく取組の一環としまして、障害を理由とする差別的取扱や合理的配慮の考え方などについて、共通認識の形成を図る目的で、令和7年3月より相談対応事例の公表を開始いたしました。

相談事例の公表につきましては、当事者団体からもご要望いただいたところでございまして、令和6年度の差別相談調整委員会での有識者による協議を経まして、公表内容を調整したところでございます。

なお、本市の差別相談体制としましては、24時間365日受け付けしております。この辺先ほども触れましたけれども、障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤルを設置しまして、各区役所と宮城総合支所の障害高齢課にも相談員を配置しまして、相談の受付ですとか、相手方と事業所との調整などを行っているところでございます。

まず、1番の公表方法でございます。2つございまして、1つ目は本市のホームページに年度ごとに掲載するものでございまして、現在改正条例を施行した令和5年10月から令和6年3月までの期間の事例を公表しております。

2つ目は、本協議会における報告でして、今回のような形で定期的に報告をさせ

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

ていただいた上で、協議会の資料ですとか、そういったものは公表するという形での公表ということがございます。

続きまして、2番の公表の基準でございます。

本市が調整を行った事案を公表することとしまして、公表に当たり、相談者の個人情報ですとか、相手方の情報を削除いたします。なお、相談員の心理的ハードルが生じないように、公表に関する同意確認は積極的には行わないこととしたいと考えております。

一方、相談者の希望により、相手方の事情や事実関係を確認していないことから、相手方との調整を行っていない事案ですとか、相手方との調整を行った事案であっても、公表することで個人などが特定されるおそれがある場合など、公表することが適切でないと判断されるものは公表しない方針でございます。

裏面、3番をご覧くださいければと思います。公表する項目でございます。各項目はご覧のとおりでございますが、これらを公表様式に落とし込んだものが資料5-2になります。各項目につきましては、冒頭で説明いたしました事例の共有を通じて、障害を理由とする不当な差別的取扱や合理的配慮の考え方に係る共通認識の形成を図るという目的達成のために必要とされる最小限度の報告として公表してまいりたいと考えてございます。

最後に4番、公表までの過程と公表のスケジュールでございます。

本件につきましては、令和6年11月に開催いたしました差別相談調整委員会で検討しまして、令和7年1月に当事者団体等にご意見をお伺いした上、3月に公表しております。

今後につきましては、今年11月の差別調整委員会でまたそれ以降に開催されます本協議会で、それぞれ令和6年度の報告を行った上で公表する予定でして、以後、同様の手順を経て毎年度公表してまいる予定でございます。

資料5-1及び資料5-2に関する報告は以上でございます。

会 長 相談事例の公表についてご説明いただいたのですけれども、佐々木洋委員から事前質問いただいています。お願いします。

佐々木（洋）委員 仙台市社会福祉協議会の佐々木でございます。

質問というほどのことではないのですけれども、このような公表の対応をしていただきまして、ありがたいなと思っております。いよいよ市民や企業の理解を深めるためには、活字だけではなくて、絵とか、あるいはいろいろなイラストも含めまして、簡略的な内容でリーフレットを作っていただいて、それを配布するとか、あるいは指導にいった訪問先、相談の相手方の事業所ですとか、そういったものをお渡しすることによって、より理解が進みやすくなる。あるいは、市民への啓発にもつながるのかなと思ひまして、そういった取組も考慮というか、検討していただければなと思ひまして、記載しました。

会 長 ありがとうございます。事務局、お答えありますか。

事 務 局 障害企画課の坂井でございます。貴重なご意見ありがとうございます。

（坂井課長） 現在、障害企画課では、障害理解・差別解消促進のための各種のパンフレットを作成しております。その中で障害種別に応じた相談事例ですとか、必要な配慮について掲載しているところがございます。公表事例につきましては、そういった対応はまだないわけなのですけれども、今後一定程度事例を集積した上で、既存パンフレットへの反映ですとか、必要に応じた新規パンフレットの作成を検討するなど、今後もより効果的な周知、啓発の手法というのは検討してまいりたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

会 長 どうもありがとうございました。何かご意見ございますか、この公表について。好事例もそろそろ出せないのかみたいにも思ったりもしているのですけれども、まだ難しいですかね。パンフレットというご意見もありましたので、少しその辺りを考えながら進めていけばと思っております。

今日ご提示いただいている事例の内容については、お目通しいただければと思っております。

（4）令和6年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績及び令和7年度目標について

会 長 すみません、私の進行がよくなって、もうあと5分しか残りなくなっていました。最後の報告、物品等の調達についてご報告いただいております。お願いします。

事 務 局 では、最後、資料6でございます。仙台市における障害者就労施設等からの令和6年度の物品等の調達実績と令和7年度の調達目標についてご報告申し上げます。

（坂井課長） 仙台市におきましては、障害者優先調達法に基づきまして、障害者就労施設等から優先的かつ積極的に購入することを推進するための必要な措置や調達目標を定めた調達方針を策定して、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に取り組んでいるところでございます。

まず、1番でございますが、令和6年度の調達実績の合計といたしましては、目標の660件、9,200万円を上回る665件、9,900万円余と、1億円到達までもう少しという実績となっております。内訳につきましては、表のとおりでございます。前年度に比べまして、特に市立保育所を中心に、施設内外の清掃の金額面の実績が増加しております。

次に、2、令和7年度の調達目標でございます。昨年度実績を上回る750件、金額を1億700万円ということで設定しております。

令和7年度仙台市障害者施策推進協議会（第1回）

方法といたしましては、優先調達の理解促進や協力に関する庁内への周知啓発の徹底を図ることはもとより、調達に関する相談や事業所のマッチング等の対応を通じて、令和7年度につきましても可能な限り優先調達を拡大しまして、目標を上回る実績を達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

資料6に関する報告は以上でございます。

会 長 どうもありがとうございます。物品調達の実績と令和7年度の目標の設定の方向性についてご説明いただきました。何かご意見、ご質問ありますか。よろしいですか。

（3）その他

会 長 今日、まだご発言のチャンスがなかった三浦委員とか、早坂委員から、全体のことなどでも構いませんので、ありましたら一言いただければと思います。

三 浦 委 員 仙台市上飯田たんぽぽホームの三浦と申します。
質的モニタリング調査の部分に話が戻ってしまうのですけれども、よろしいでしょうか。先ほど経験された方々からのお話を聞きまして、モニタリング調査のイメージ、少しつけていたところではあるのですけれども、聞き漏らしてしまったかもしれないのですけれども、調査グループが委員からと、あと事務局の職員から編成されるということでしたけれども、事前の話合いですとか、質問事項についての検討というのはどの程度行われるのかお聞きしたいなと思いました。

会 長 ありがとうございます。そういうことは必要ですねという話にもなっていたと思うのですけれども、事務局として何かお考えありますか。事前、インタビューの事前打合せ。

事 務 局 まず、調査項目自体につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事前に項目案を委員の皆様にお送りして、ご意見を頂戴した上で固めてまいりたいと考えております。

あと、事前の打合せというところにつきましては、今のところなかなか委員の先生方もお忙しい中で、事前の打合せというところまでは難しいかなと現時点では考えておりましたけれども、なお手法については検討してまいりたいと思います。

会 長 よろしいですか。
早坂委員はいかがですか。

早坂委員 すみません、遅参してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。社会福祉

法人チャンジドらいふの早坂でございます。

今年度も前回に引き続きということで参加させていただいておりまして、今日もちょっと途中からでしたのですけれども、会議を聞かせていただきました。

モニタリングのところ、前回の私の意見ですかね、職員方と一緒に同行してヒアリングした記憶もありまして、今度もまたそういった調査、検討中ということではあるのですけれども、そういうときには協力していきたいと思っています。

昨年度からいわゆるなかぼつ、ジャンルは違うのですけれども、なかぼつとかもちょっと受託しまして、個別の登録者の案件とかも聞いていますと、就労におけるいろいろな課題みたいなのも、また別の角度から見えてきたものもあったりとかです。あるいはサービス提供側のカスハラ案件みたいなところもちょっと1件発生したということもありまして、そうした障害差別の解消に向かって、何ができるかということではないのですけれども、視点の偏りみたいなのところと、もう少し何か私の持っているところで何か少しずつ共有できればなというふうにちょっと思っていますので、全体的にお聞きした感想というところでございました。

会 長 どうもありがとうございます。
伊藤委員。

伊藤委員 お時間いただきまして、ありがとうございます。当事者家族の伊藤です。

私、この場に参加させていただくたびに思うのが、娘を、障害児者を家で育てているときに、命を支えるのに必死で、どうせ私たちのことなんて仙台市なり、政治なり、皆さんは見放しているんでしょうというか、孤独感というものをすごく感じながら、もう1人で奮闘しているという、そんな気分でおりました。ですが、こういう会に参加させていただくたびに、こんなふうに私たちの知らないところで障害を持ったこの子たちのことを一生懸命考えてくださっている方々がいらっしゃるのだなという、そのことが分かっただけでもすごくうれしいし、同じ環境の、状況の親御さん方にもぜひお伝えしたいなということで、お伝えできることをできないことが、なかなかもどかしく、もっとこういうことをやっているんだよというPRをしていただいたほうが、家の中で1人頑張っているご家族様のエネルギーにつながるのではないかと感じております。本当にありがとうございます。

先ほど、身体障害者手帳所持者数の年齢構成というところで、お話戻ります、ごめんなさい。65歳以上の所持率が増加しているところの理由として、生活習慣病とか、疾患から発生した心臓病とか、腎臓病とかに伴っての障害者手帳をお持ち、発行されたということをカウントしてしまうのはどうなのかなと、そこまでカウントしてしまうと、今この場で一生懸命推進していこうという先のことが、ちょっとぼやけてしまうというか、大きくなり過ぎてしまうのではないかと感じた次第です。

あと、先ほど会長がおっしゃったことで、ああ、そうなんだと分かったことなのですが、今度は障害者手帳ではなくて療育手帳のお話なのですけれども、療育手帳

を持っていなくても制度が利用できる。特別支援教育，そういう制度が利用できるということ，もう少し相談にいらしたご家族様にお伝えしてもいいのではないかなと感じました。なぜかという，手帳があれば，それが利用できると親御さんは確かに考えるかもしれないですけども，障害なのか，どっちなのかなとまだ分からないお子さんがいらっしまったとして，子ども自身がそれを必要としているかどうか，その子がそういう療育手帳を持つことで，お子さんのプライドとか，将来の考え方というのが，もしちょっと範囲が狭まれてしまう可能性があるような考え方をなされているお子さんであれば，そこは療育手帳を保持しない方法をお勧めするというのも，一つの手なのかなと感じました。

会 長 どうもありがとうございました。最後のところは，もうそこは相談支援の核のところになりますね。

あと，65歳以上のところで，サービス利用は多分介護保険になるのが原則ですから，それを引き算すると分からないかな。ただ，統計的には65歳を過ぎてから手帳を持つ人の数もカウントすることになっているので，仙台市だけ別の数を出すわけにはいかないということ。どうもありがとうございます。

それでは，すみません，時間を過ぎてしまいました，何か委員の皆様からその他ということも含めて特にございますか。よろしいですか。事務局からもいいですか。

それでは，今日の議事は終了して，事務局にお返しいたします。

（4）閉 会

事 務 局 議事進行ありがとうございました。

（内藤係長） 最後に事務的な連絡を申し上げます。

本日の議事録につきましては，事務局にて案を作成の上，委員の皆様にお送りいたします。こちらに加除修正意見をいただきまして，事務局が修正作業を行い，議事録として決定させていただきます。

また，本日の議事内容や資料につきましては，追加のご意見，ご質問等ございましたら，机前にお配りしておりますご意見票にて，期限が短く恐縮でございますが，7月2日水曜日17時までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。

次回の協議会につきましては，9月24日の18時半からで調整を進めております。詳細が決まり次第，追って委員の皆様にはご案内をお送りさせていただきます。

それでは，以上をもちまして令和7年度第1回仙台市障害者施策推進協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中，ご出席，ご議論いただきまして，ありがとうございました。

署名人

小野 彩香

